

あはせて、すそよりかみざまに七八寸ばかりにおりかさねて、その一むすびの先たに、すそをあたうらにしてさしはさむべし、ひもごとにこの定なり。

かべしろのおもてはれいのき丁のやうにて、うらはゑろくやうして、ひもはおもてはすはうなから、こきうちながらをあはせてあり、うらのひもはみなゑろきなり、ひろさ三寸ばかりにかさねて、おもてのひもかべしろにおなし。

〔類聚雜要抄〔二調度〕小野宮差圖

母屋四面壁代卷上、高四尺、凡帳上三寸許上之簾同前、○中略

已上、殿下少將能實渡給時如此也。

〔類聚雜要抄〕帳帷形壁代此定<sup>テ</sup>七幅、長九尺八寸也、

壁代十三帖許<sup>テ</sup>凡夏冬絹并縫様

纈纈染料<sup>脱文歟</sup>

高各九尺八寸、弘各七幅、常絹弘定、

帖別七乃兩面定、十四乃料、

八丈絹一疋七尺二寸

已上兩面定、百八十二幅料、八丈絹十四疋一丈三尺七寸、  
紐幅別如幅中付之、凡夏冬色帳帷紐定也、縫様同前也、幅別十四筋、内面料七筋弘三寸五分、裏七筋、  
長各九尺八寸、

凡雜事如帳帷也

十四筋料絹六丈八尺六寸<sup>絹一乃破定</sup>

已上、百八十二筋、内面料各九十一筋料、八丈絹十一疋一丈一尺八寸、